



知っておきたい身近な

わたしたちの市税

令和
7
年度版

下呂市

個人住民税

市内に住んでいる人は、均等割額と所得割額の合算額によって課税されます。

●均等割および森林環境税 6,000円
(市3,000円 県2,000円 森林環境税1,000円)

●所得割額

課税所得金額 × 10% (市6% 県4%) - 税額控除額
(所得金額 **A** - 所得控除額 **B**) **C**

■所得の種類 **A**

給与所得 サラリーマンなどの給料

収入金額 - 給与所得控除 = 給与所得の金額
※条件により特定支出控除を適用できる場合があります。

雑所得 公的年金等、原稿料など
他の所得にあてはまらない所得

①と②の合計額 ①公的年金の収入額 - 公的年金等控除額
② ①を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

事業所得 事業によって生じる所得

収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額

不動産所得 地代、家賃、権利金など

収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額

一時所得 生命保険金等の満期返戻金で生じる所得など

収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額

配当所得 株式や出資の配当など

収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額

譲渡所得 土地などの財産を売った場合に生じる所得

収入金額 - 資産の取得価額などの経費 - 特別控除額 (特別の場合) = 譲渡所得の金額

山林所得 山林を売った場合に生じる所得

収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額

退職所得 退職金、一時恩給など

(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額
※源泉分離課税



■所得から控除されるもの **B**

基礎控除	
合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

配偶者控除	控除額
・ 一般の控除対象配偶者 (最高) 33万円	
・ 老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前に生まれた人) (最高) 38万円	

配偶者特別控除		最高控除額 33万円				
		納税義務者の合計所得金額				
配偶者の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者控除	48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円
		70歳以上 (老人)	38万円	26万円	13万円	0円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円	0円
	100万円超105万円以下		31万円	22万円	11万円	0円
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	0円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	0円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円	0円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円	0円
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円	0円
	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	0円
	133万円超		0円	0円	0円	0円

扶養控除	控除額
・ 一般の扶養親族 33万円	
・ 特定扶養親族 (H14年1月2日以降H17年1月1日以前に生まれた人) 45万円	
・ 同居老親等扶養親族 45万円	
・ 同居老親等以外の老人扶養親族 38万円	

障害者控除 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	控除額
	・ 障害者、寡婦、勤労学生 26万円
	・ 特別障害者、ひとり親 30万円
	・ 同居特別障害者 53万円

医療費控除	控除額
	最高200万円 (支払金額－保険金などで補填される金額)－(総所得金額等の金額の5%相当額と10万円とのいずれか少ない方の金額)

(セルフメディケーション税制)	控除額
	最高88,000円 (支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金などで補填される金額)－12,000円

社会保険料控除	控除額
	前年中に支払った国民健康保険税、雇用保険料、その他の健康保険料、国民年金や厚生年金の掛金の金額

小規模企業共済等掛金控除	控除額
	前年中に支払った小規模企業共済法第2条第2項等に規定する共済掛金、確定拠出年金法に規定する企業型・個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の金額

生命保険料控除	
H23年12月31日以前に締結した保険契約分 (一般の生命保険料・個人年金保険料)	
支払保険料	控除額
15,000円以下	支払い保険料の全額
15,000円超～40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
40,000円超～70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円
H24年1月1日以後に締結した保険契約分 (一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)	
支払保険料	控除額
12,000円以下	支払い保険料の全額
12,000円超～32,000円以下	支払額×1/2+6,000円
32,000円超～56,000円以下	支払額×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円



地震保険料控除		
種別	支払保険料	控除額
地震保険	50,000円以下	支払額×1/2
	50,000円超	25,000円
長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額
	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

雑損控除	次のいずれか多い金額
	・ (損失金額 - 保険等補填金額) - (総所得金額等の合計金額×10%)
	・ (災害関連支出の金額 - 保険等補填金額) - 50,000円



■ 税額控除 C

寄付金税額控除	
● 地方公共団体への寄附金「ふるさと寄附金」	
① 基本控除額 + ② 特例控除額	
● 岐阜県共同募金会、日本赤十字社岐阜県支部、条例で指定した団体等への寄附金	
① 基本控除額	
① [地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、条例で指定した団体等に対する寄附金の合計と総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額 - 2,000円] × 10%	
② [地方公共団体に対する寄附金 - 2,000円] × [90% - (寄附者の所得税率 0~45%) × 1.021]	
※ ② 特例控除額については、所得割の2割を限度とする。	

住宅借入金等特別税額控除	
次のいずれか少ない方の金額	
◎ 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額	
◎ 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額 (上限97,500円)	
※ 平成26年4月1日から令和3年12月31日までに居住開始した場合(注)は所得税の課税総所得額等の額に7%を乗じて得た金額	
(注) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。また、令和4年中入居した方のうち一定の要件を満たす場合を含みます。(上限136,500円)	

※ 上記の他に、「調整控除」「配当控除」等があります。

法人住民税

市内に事務所、事業所、寮等を有する法人に課税されます。

■ 法人税割額

課税標準となる法人税額 × 税率6.0%



■ 均等割額

資本等の金額	市内事務所の従業員数	税率 (年額)
50億円超	50人超	300万円
10億円超50億円以下	50人超	175万円
10億円超	50人以下	41万円
1億円超10億円以下	50人超	40万円
1億円超10億円以下	50人以下	16万円
1,000万円超1億円以下	50人超	15万円
1,000万円超1億円以下	50人以下	13万円
1,000万円以下	50人超	12万円
上記以外の法人		5万円

固定資産税

1月1日に所有している固定資産の価格を基に課税されます。



■固定資産の区分

土地 田、畑、宅地、雑種地、鉱泉地、山林、原野など

家屋 住宅、店舗、工場、倉庫、車庫など

※課税対象家屋を取り壊した場合には、税務課までご連絡ください。

償却資産 事業に用いることができる土地および家屋以外の資産で、その資産の減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの。ただし、自動車税、軽自動車税などの課税対象となっているものは除かれます。

■固定資産の価格と課税標準額と税額

固定資産は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価され、この価格により課税標準額が算定されます。固定資産の課税標準額を合計し、税率を乗じたものが税額となります。

税率 1.6%

免税点 課税標準の合計額がそれぞれ次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円

■課税の特例

新築住宅 新築された住宅（床面積が50㎡以上280㎡以下）については、3年間最高120㎡分の税額の1/2が、3階以上の中高層耐火住宅等については、5年間最高120㎡分の税額の1/2が、それぞれ軽減されます。

住宅用地 住宅用の土地については、特例措置が適用されます。住宅1戸あたり200㎡までの住宅用地については1/6の額となり、200㎡を超える分については1/3の額となります。

■縦覧帳簿の縦覧

市内に土地か家屋を所有する納税者は、市内の土地または家屋価格等縦覧帳簿をご覧になれます。期間は4月1日から固定資産税の第1期の納期限までの開庁時間です。

縦覧帳簿の土地には所在地、地目、地積、価格が、家屋には所在地、構造、種類、床面積、価格が記載されています。

■不服の申し立て

登録されている固定資産の価格に不服がある場合は、市の公示日（4月1日）から納税通知書を受け取った日以後3か月までに文書で固定資産評価審査委員会へ審査の申出をすることができます。

軽自動車税（種別割）



軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、軽自動車、原動機付自転車、ミニカー、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）、総排気量125CCを超えるオートバイ、小型特殊自動車、雪上車を所有している人に、その定置場となっている市町村で課税されます。

※4月2日以降に他人に譲渡した場合や廃車した場合も、その年度の軽自動車税（種別割）が課税されます。

【税率】

■四輪・三輪の軽自動車

車種区分		年税額		
		①旧税率	②標準税率	③重課税率
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

①平成27年3月31日以前に新車登録した車両。ただし③の対象車両は除きます。

②平成27年4月1日以降に新車登録した車両

③新車登録されてから13年を経過した車両

※令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新規検査を受け、燃費性能等が優れた車両については令和7年度分に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

■原動機付自転車・二輪車・小型特殊等

車種区分		税率
原動機付自転車	一種 50CC以下	2,000円
	二種乙 50CC超 90CC以下	2,000円
	二種甲 90CC超 125CC以下	2,400円
	3輪以上（ミニカー）	3,700円
	特定小型原動機付自転車	2,000円
軽自動車	軽二輪 125CC超 250CC以下	3,600円
	雪上車	3,200円
	被けん引車両	3,200円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,800円
二輪の小型自動車	250CC超	6,000円

※環境性能割など詳細はホームページをご覧ください。

入湯税

■税率

宿泊を伴う場合 1人1泊 150円

日帰り入湯で1,000円（税抜）を超えた場合 1人1日 100円

（入浴と昼食等のセットプランも含まれます）

※12歳未満の方や学校行事等で入湯税が免除になる場合があります。



市たばこ税

課税客体

売渡し等に係る製造たばこ

税率

1,000本につき6,552円

納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

「たばこ」は市内で買しましょう。たばこ税は市の貴重な財源です。

国民健康保険税

国民健康保険事業の経費に充てるため、加入世帯の世帯主に対して課税されます。

4月から6月までの仮算定は

前年度年税額の平均額が1か月となります。

7月からの本算定は

加入者の所得が確定した後、議会で承認された税率と税額により計算されます。

国民健康保険税

=

①医療給付費

+

②後期高齢者支援金

+

③介護納付金

●①・②・③は「所得割額」「均等割額」「平等割額」を合算して算出します。

※均等割額は、被保険者数に対して課税されるものです。

※平等割額は、世帯に対して課税されるものです。

■低所得世帯の負担をやわらげるため、税の軽減制度があります。世帯主や加入者の所得により基準に該当する場合は、均等割、平等割について2割、5割、7割の軽減を受けられます。

※市民税の申告がない場合は軽減を受けることができません。

■資格の取得・喪失があった場合は窓口での届出が必要です。なお、届出された内容が税額に反映されるのは、届出の翌月からとなります。

納期について

重要!



税目等

税目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		1期		2期		3期					4期	
軽自動車税		全										
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

■市税の納付方法

- ①口座振替（月末に振替できなかった場合は再振替を行います）
 - ②市内の金融機関、市役所・振興事務所での納付
 - ③コンビニエンスストアで納付
 - ④インターネットによるクレジットカードで納付
 - ⑤スマートフォン決済アプリで納付
- （③～⑤は一部利用できない市税等があります）

納期限は、上記のそれぞれの月末となっています。ただし国民健康保険税の12月分の納期限は12月25日です。口座からの振替日は、各納期限の日になります（金融機関が休日の場合は翌営業日となります）。税金は必ず納期限までに納めていただきますようお願いいたします。

■納付の確認について

- ・口座振替：通帳の記帳をご確認ください。
- ・クレジットカード：クレジットカードの利用明細書をご確認ください。
- ・納付書納付以外は領収書は発行されません。

■問い合わせ先

下呂市役所 税務課 ☎24-2222

※当記載内容は令和6年12月末時点のものとなります。